○国家公安委員会告示第十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十一年六月十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月三十日

国家公安委員会委員長　佐藤　勉

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N09－42	ブリヂストンアシスタ A58	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N09－43	電動ハイブリッド自転車 ＣＹ－ＰＪ220	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地
交　N09－44	電動ハイブリッド自転車 ＣＹ－ＰＫ227	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地
交　N09－45	エアロアシスタント ＴＢ－266ＡＬ－Ⅱ	株式会社東部 名古屋市東区白壁四丁目45番地
交　N09－46	２ＰＣ03 ２ＥＰＣ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　N09－47	ＮＪ01 ＥＮＪ01	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○国家公安委員会告示第十七号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十一年六月十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月三十日

国家公安委員会委員長　佐藤　勉

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A09－42	ブリヂストンアシスタ A58	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A09－43	電動ハイブリッド自転車 ＣＹ－ＰＪ220	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地
交　A09－44	電動ハイブリッド自転車 ＣＹ－ＰＫ227	三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社 鳥取県鳥取市立川町７丁目101番地
交　A09－45	エアロアシスタント ＴＢ－266ＡＬ－Ⅱ	株式会社東部 名古屋市東区白壁四丁目45番地
交　A09－46	２ＰＣ03 ２ＥＰＣ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A09－47	ＮＪ01 ＥＮＪ01	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○総務省告示第三百三十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

第十二項を削り、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、第十六項中「、八四六MHzを超え九〇三MHz以下の周波数の電波を使用する地域防災無線通信を行う無線局及び八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局」を「及び八四六MHzを超え九〇三MHz以下の周波数の電波を使用する地域防災無線通信を行う無線局」に改め、同項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げる。

○総務省告示第三百三十九号

平成五年郵政省告示第二百六十八号（無線設備規則第四十九条の十五第一項第二号トの条件を適用することが困難又は不合理である空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備の送信装置の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

○総務省告示第三百四十号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一⑶の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

第一項の表三の項を次のように改める。

三　削除	削除

別表第三を次のように改める。

別表第三　削除

○総務省告示第三百四十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉

第三項第四号中「第十五条の三第二号⑰」を「第十五条の三第二号⑯」に改める。

○総務省告示第三百四十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

総務大臣　佐藤　勉